

岡崎市告示第373号

平成27年8月7日付け岡崎市告示第287号により、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)に指定した区域の全部について、同条第2項の規定により、その指定を解除する。

平成27年10月21日

岡崎市長 内 田 康 宏



- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
岡崎市八帖北町3番18から3番21まで、3番34及び同3番18から3番21までの北側地番なしの土地の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去